

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

第二十五条の二中「その者」を「当該納税義務者」に改める。

第三十二条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三第一項で定める事項」に、「著しく」を「著しい」に、「施行規則第七条の三第一項及び第二項」を「同条第二項及び第三項」に改め、「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項及び第六項において同じ。）」を加え、「次項において同じ。」によつてあん分して」を「」（第六項において「専有部分の床面積の割合」という。）により按分して」に改め、同条第十項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」及び「同法第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる」

を削り、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項において準用する施行規則第七条の三第二項及び第三項の規定により当該割合を補正した割合。ただし、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員がこれらの程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七条の三の二第三項により補正した当該専有部分の床面積（当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法により補正した床面積）

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第三十二条の二の見出し中「特例」の下に「の適用」を加える。

第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二

条の二の三とし、第三十二条の二の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第三十二条の二の二 法第七十三条の第十四項から第十三項までに規定する条例で定める割合は、いずれも三分の二とする。

第三十二条の十一第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第三十二条の十一の三第六項中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に改める。

第九十六条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六条第一号中「百分の一・二」の下に「(当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)」を、「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を加え、同条第二号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を、「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同条第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を、「百分の〇・一五」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)」を加え、同条第四号中「百分の〇・一四)」を、「百分の〇・一五」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)」を加える。

附則第十二条第一項中「第三十二条の二の二」を「第三十二条の二の三」に改める。

附則第十八条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十八条の二第二項中「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の二第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十八条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三

十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十八条の四第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十八条の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十八条の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二条の二の見出しの改正規定及び第三十二条の二の三を第三十二条の二の四とし、第三十二条の二の二を第三十二条の二の三とし、第三十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日

- 二 第二十四条第一項及び第二十五条の二の改正規定並びに附則第六条の改正規定並びに次項の規定 平成三十年一月一日

三 第三十二条、第三十二条の十一及び第三十二条の十一の三第六項の改正規定並びに附則第十八条、第十八条の二及び第十八条の四の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 平成三十年四月一日

四 第九十六条第一項の改正規定 平成三十一年一月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例第三十二条の二の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三十二条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)(の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))の平成三十年四月一日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成二十九年四月一日前に新築されたこの条例による改正前の埼玉県税条例第三十二条第四項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)(の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)(の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)(の専有部分等の平成三十年四月一日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適

用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。